

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
短期入所生活介護志木瑞穂の森

【重要事項説明書】

令和7年10月1日現在

社会福祉法人さくら瑞穂会 短期入所生活介護志木瑞穂の森は、利用者に対して、介護予防短期入所生活介護および短期入所生活介護（以下、介護サービスという。）を提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人さくら瑞穂会
(2) 法人所在地 埼玉県志木市中宗岡三丁目16-53
(3) 電話番号 048-476-8324
(4) 代表者氏名 理事長 穂坂 邦大
(5) 設立年月日 平成25年6月18日

2 短期入所生活介護事業所 志木瑞穂の森の概要

- (1) 提供できるサービスの種類および地域
① サービスの種類 短期入所生活介護サービス
② サービスの提供地域 志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、
ふじみ野市、さいたま市

(2) 施設の名称及び所在地

施設名称	短期入所生活介護事業所 志木瑞穂の森
所在地	志木市中宗岡三丁目16-53
電話番号	048-476-8324
埼玉県指定番号	第1172200618号

(3) 施設の職員体制

		常勤職員	非常勤職員	業務内容
管理者(施設長)		1名		従業者の管理
医師(兼務)			1名	診療、健康管理等
生活相談員		2名		生活上の相談援助等
看護職員	看護師	1名	1名	健康管理、衛生管理、看護等

(特養と兼務)	准看護師	1名	1名	
介護職員	介護福祉士	16名	3名	生活上必要とされる介護等
	実務者資格	5名		
	その他	22名	3名	
管理栄養士(兼務)		1名		栄養管理等
機能訓練指導員(兼務)		1名		機能訓練等
その他事務職員等(兼務)		2名		一般事務、介護報酬請求等

(4) 施設の設備の概要

定 員	100名	共同生活室 (リビングルーム)	10 室
部 屋	個室10室	医 務 室	1 室
浴 室	個浴室、機械浴室		

3 サービス内容

(1) 食 事

朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0

昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

以上のほか、湯茶等のサービスがあります。原則、リビングルームにておとりいただきます。

(2) 入 浴

週に最低 2 回入浴していただけます。ただし、利用者の身体状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(3) 介 護

ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。(入浴、排せつ、食事等の介護、着替え、整容、施設内の移動の付き添い等

(4) 機能訓練 (レクリエーション活動)

利用者の心身状況等に応じ機能訓練を行います。また、施設では日々のレクリエーションのほか、種々の行事を行います。行事によって、参加費のかかるものもございます。詳しくは、その都度説明いたします。

(5) 健康管理

日々の健康チェックを行います。

(6) 安全管理

防災計画を作成し、定期的な非難・救出等訓練および設備点検を実施しています。

(7) 生活相談

生活相談員が、日常生活に関することなどの相談をお受けし、必要な援助を行います。

(8) その他のサービス

その他のサービスについては、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。
サービスの内容によっては、別途料金がかかる場合があります。

4 利用料金

(1) 介護保険給付対象額

①要支援者に対する利用料<ユニット型個室>

(基本料金：1日の利用に対する費用)

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	5,639円	564円	1,128円	1,692円
要支援2	6,992円	700円	1,399円	2,098円

(加算料金：1日の利用に対する費用)

加算の種類	費用の額	利用者負担額			備 考
		1割	2割	3割	
送迎加算(片道)	1,961円	197円	393円	589円	利用者に対し施設による送迎を行った場合、片道につき加算されます。

②要介護者に対する利用料<ユニット型個室>

(基本料金：1日の利用に対する費用)

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	7,504円	751円	1,501円	2,252円
要介護2	8,229円	823円	1,646円	2,469円
要介護3	9,029円	903円	1,806円	2,709円
要介護4	9,785円	979円	1,957円	2,936円
要介護5	10,521円	1,053円	2,105円	3,157円

(加算料金：1日の利用に対する費用)

加算の種類	費用の額	利用者負担額			備 考
		1 割	2 割	3 割	
夜勤職員配置加算	191円	20円	39円	58円	夜間勤務をする職員の総数が基準を1以上上回っている場合に算定します。
短期生活看護体制加算Ⅰ	42円	5円	9円	13円	常勤看護師を1名以上配置している場合に算定します。
短期生活看護体制加算Ⅱ	84円	9円	17円	26円	病院若しくは診療所と24時間連絡できる体制を確保している場合に算定します。
短期生活サービス提供体制加算Ⅲ	63円	6円	12円	19円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上または勤続7年以上の職員が30%以上常勤職員の占める割合が75%以上配置することで算定します。
送迎加算(片道)	1,961円	197円	393円	569円	利用者に対し施設による送迎を行った場合、片道につき加算されます。
療養食加算	85円	9円	17円	26円	主治医による食事せんに基づき必要とされる療養食を提供した場合に加算されます。

※単位数に地域区分割合 10.66 (4 級地) を掛けた数が利用料 (10 割) となり、その数に該当する負担割合 (1 割、2 割、3 割のいずれか) を掛けたものが負担額となります。

③介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)

この加算は、介護職員の賃金の改善等を実施しているとして県知事に届け出た事業所が介護サービスを行った場合に算定します。

・・・・・・基本料金及び加算料金の 8.3%相当分

(2) その他の料金 (介護保険給付対象外)

滞在費 (ユニット型個室)	2,400円
*ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額です。	
食費 (1日あたり)	1,780円
*ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額です。	
日常消耗品 (施設が用意しているもの以外)	実費
行事・クラブ活動参加費 (教養娯楽)	実費
※その他、レクリエーション費用、買い物サービス費用、所持品預かり・保管費用、理美容代などは自己負担となります。	

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入居日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 入居日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用に要する費用（介護保険給付対象外も含みます）の20%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合、退居日までの日数をもとに計算します。

※ 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退居を希望した場合
- ・入居日に健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

支払方法は、契約の際に決めさせていただきますが、金融機関の口座振替（口座自動引き落とし）又はお振込みでお願いしています。

(6) その他

①基本料金の償還払い

介護保険の給付対象の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領（利用者負担が費用の額の1割）ができなくなる場合があります。この場合は、当事業所に一旦1月の利用に要する費用の全額を支払っていただきます。後に、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて、市（介護保険担当課）の窓口申請しますと9割の払い戻しを受けることができます。

(ア) 利用者負担の軽減制度

市（保険者）では、所得の低い方を対象として、滞在費・食費の利用者負担軽減や市独自の基本料金の利用者負担軽減を行っています。詳細につきましては、市（保険者）の担当窓口まで直接お問い合わせください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、電話等でお申し込みください。利用期間決定後、契約を締結いたします。利用の予約は、3か月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者の要介護状態区分等が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③ その他

- ・事業者は、利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1か月以内に支払われない場合、または、利用者やその家族などが、事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、利用者に対して文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。
- ・事業者は、やむを得ない事情により、この契約を解約させていただくことがあります。この場合には、30日前までに文書で通知します。

6 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みについて

火器・刃物等の危険物につきましては持ち込みをご遠慮していただいております。また、食べ物の持ち込みに関して制限はございませんが、健康・衛生管理のため、必ず職員までお知らせください。

（２）面会

【面会時間】9：00～17：00（緊急やむを得ない場合を除く）

ご面会を希望される場合は、1階事務所窓口にて入居者訪問表にご記入願います。

（３）外出

受診等により外出が必要な場合は、食事の調整や薬の準備等がございますので必ず事前にお申し出ください。

（４）金品等について

金品等の持ち込みについて、施設では紛失等の責任を負いかねますので、お持ちにならないか、または必要最低限にてお願いいたします。

（５）施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用設備等、施設をその本来の用途に従ってご利用下さい。

- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備、備品等を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いしていただく場合がございます。
- ③ 入所者に対するサービスの実施及び安全・衛生等の管理上の必要が認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは出来ません。

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	
緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、ご契約者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しております。

- ・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 保険名 介護保険 社会福祉事業者総合保険

9 虐待防止に関する事項について

施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (2) 入居者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

10 事業所が提供するサービスについての相談窓口

事業所が提供するサービスに関することにつきまして担当しますので、何なりとお申し出ください。

担当	生活相談員	大塚 貴子
	生活相談員	田中 義介
	電話	048-476-8324
	FAX	048-476-8420

11 苦情等の窓口

(1) 当事業所の苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する苦情、意見、要望等につきましては、次の苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者のいずれかにお申し出ください。お申し出は、電話、FAX、郵送、口頭等をお願いいたします。

〔苦情受付担当者〕

事務課	事務担当	山崎 洋嗣
事務課	相談室担当	大塚 貴子
事務課	相談室担当	田中 義介
事務課	相談室担当	岩田 聡史

〔第三者委員〕

民生委員	抜井 俊氏
民生委員	渡邊 泰子氏

〔苦情解決責任者〕

施設長	秋谷 忠良
電話	048-476-8324
FAX	048-476-8420
E-mail	akiya@sakura-mizuhokai.or.jp

(2) その他の苦情等の窓口（お住いの市役所等）

志木市役所（高齢者ふれあい課）	電話：０４８－４７３－１１１１
朝霞市役所（長寿はつらつ課）	電話：０４８－４６３－１１１１
新座市役所（介護保険課）	電話：０４８－４２４－９６０９
和光市役所（長寿あんしん課）	電話：０４８－４２４－９１２５
富士見市役所（高齢者福祉課）	電話：０４９－２５２－７１０８
ふじみ野市役所（高齢福祉課）	電話：０４９－２６２－９０３８
さいたま市役所（福祉部高齢福祉課）	電話：０４８－８２９－１９８１
西区役所高齢介護課	電話：０４８－６２０－２６６８
北区役所高齢介護課	電話：０４８－６６９－６０６８
大宮区役所高齢介護課	電話：０４８－６４６－３０６８
見沼区役所高齢介護課	電話：０４８－６８１－６０６８
中央区役所高齢介護課	電話：０４８－８４０－６０６８
桜区役所高齢介護課	電話：０４８－８５６－６１７８
浦和区役所高齢介護課	電話：０４８－８２９－６１５３
南区役所高齢介護課	電話：０４８－８４４－７１７８
緑区役所高齢介護課	電話：０４８－７１２－１１７８
岩槻区役所高齢介護課	電話：０４８－７９０－０１６９
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話：０４８－８２４－２５６８

※当施設は埼玉県福祉サービス第三者評価について今のところ実施する予定はありません。

介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】	所在地	埼玉県志木市中宗岡 2 3 4 4 - 1
	事業者名	社会福祉法人さくら瑞穂会
	代表者氏名	理事長 穂坂 邦大 (印)
【事業所】	所在地	埼玉県志木市中宗岡三丁目 2 3 4 4 - 1
	事業所名	短期入所生活介護 志木瑞穂の森
	説明者	職名 生活相談員
		氏名 (印)

私は、契約書および本書面により事業者から介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】	住所	
	氏名	(印)
【代理人】	住所	
	氏名	(印)
	利用者との関係	